

長野大学個人情報保護規程

平成17年7月28日 評議会決定

(目的)

第1条 この規程は、長野大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理および保存を図り、本学における個人の権利およびプライバシーを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、本学の学生(研究生等を含む)ならびにその保証人および教職員(非常勤講師等を含む)等、現在および過去において、本学の業務遂行にかかわりがありまたはかかわりがあったすべての者に関する情報であって、本学が業務上取得し、または作成したもののうち、当該情報に関わる個人(以下「情報主体」という。)が識別され、または識別されうるものをいう。

(個人情報管理者)

第3条 第1条に掲げる目標を達成するため、本学に個人情報管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、学長、学部長、図書館長、センター長、所長、事務局長、課長をもってあてる。
- 3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報(以下「所管情報」という。)の収集、利用、管理、保存および情報主体からの開示・訂正の請求に関し、適正に処理する責任を有する。

(個人情報保護委員会)

第4条 個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、個人情報保護に努めるとともに、業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせまたは不当な目的に利用してはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(収集・保有の制限)

第6条 個人情報の収集・保有にあたっては、本学の教育、研究および業務に必要な範囲内で、利用の目的を特定し、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。また、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(利用の制限)

第7条 個人情報の利用は、本学の業務に必要な不可欠な範囲内に限定するものとし、利用目的以外のために利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる場合は、管理者の指示に従

い個人情報を利用することができる。ただし、情報主体または第三者の権益を不当に害するおそれがあると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 情報主体の同意がある場合
- (2) 業務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由がある場合

(提供の制限)

第 8 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、これを情報主体以外に提供してはならない。

- (1) 情報主体の同意がある場合
- (2) 本学の業務に必要不可欠の場合
- (3) 法令に基づく依頼があった場合

(適正管理)

第 9 条 管理者は、個人情報の安全性および信頼性を確保するために、所管情報の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、所管情報をその利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

(業務の委託)

第 10 条 個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託する場合は、次に掲げる事項について約定しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用および第三者への提供禁止に関する事項
- (3) 再委託の制限または禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (5) 個人情報漏えい等の事案発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去および媒体の返却に関する事項
- (7) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (8) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (9) 前各号に掲げる事項の他、管理者が個人情報の保護に必要と判断した事項

(開示の請求)

第 11 条 情報主体は、自己に関する個人情報について、開示の請求をすることができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、当該個人情報の主体であることを明らかにするとともに、開示請求に必要な事項を明記した文書を管理者に提出する方法による。

3 開示請求を受けた管理者は、遅滞なく、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求にかかる個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部または一部について開示しないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合
 - (2) 個人の指導、評価、診断、選考・判定等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考・判定等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
 - (3) 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合
- 4 前項ただし書きに基づき、個人情報の全部または一部を開示しない場合には、その理由を文書により当該情報主体に通知しなければならない。

(開示の方法)

- 第 12 条 前条第 3 項に基づく個人情報の開示は、当該個人情報の写しの交付によっておこなう。
- 2 前項の写しの交付が困難な場合には、管理者が適切と判断した他の方法によっておこなうことができる。

(訂正の請求)

- 第 13 条 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがある場合は、その訂正を請求することができる。
- 2 第 11 条第 2 項の規定は、訂正の請求について、これを準用する。
 - 3 第 1 項の請求を受けた管理者は、遅滞なく、当該請求にかかる事実を調査・確認し、すみやかにこれに応じるものとする。
 - 4 個人情報の訂正には、当該個人情報の追加または削除も含む。
 - 5 第 3 項の規定にかかわらず、当該管理者が訂正、追加または削除に応じられない場合には、その理由を文書により当該情報主体に通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第 14 条 情報主体は、個人情報の取扱いに対し、委員会に不服申立てをすることができる。
- 2 前項の申立ては、管理者を経て、委員会あてに提出するものとする。
 - 3 委員会は不服申立ての内容を調査し、その結果を情報主体に直接通知するとともに、すみやかに学長に報告する。

(改廃)

- 第 15 条 この規程の改廃は、評議会の決定を得なければならない。

(補則)

- 第 16 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 28 日から施行する。